

# 文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部庶務課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区教職員互助会補助金								
根拠規定等	文京区教職員互助会補助金交付要綱								
創設年月	昭和	29	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	60年	終了予定年月	H29.3
直近の見直し年月	平成	14	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	12年		
見直しの内容	補助形態について、団体補助から事業補助へ変更した。								
予算科目	款	項	目	大	中			実施計画事業番号	
	10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	8 教職員互助会補助	1 教職員互助会補助				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	文京区教職員互助会が実施する事業に対して補助金を交付することにより、文京区立の小中学校に勤める教職員の福利、厚生 of 充実を図ることを目的とする。								
補助事業等の内容	文京区教職員互助会が独自に行う事業のうち福利事業及び厚生活動								
補助対象経費の内容	教職員互助会が事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、文京区立小・中学校教育研究会体育活動補助及び傷害保険料等については、補助の対象としない。 (1) 物品の購入に要する経費 (2) 会場設営に要する経費 (3) 報償費 (4) その他区長が必要であると認めた費用								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区教職員互助会								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	非公募								
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者		
			上乗せの内容・理由						

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	B	補助の廃止や縮小の他区の状況を見ると、必ずしも区民ニーズが認められる事業ではない。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	B	区の計画に定められた事業ではない。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区立学校に勤務する教職員は、都費職員ではあるが、区教育委員会と密接な関係にある。区に勤務する職員が会員となっている「職員互助会」に区が福利厚生目的のために補助金を交付していることと同様に、教育委員会が「教職員互助会」に同様の目的で補助を行うことには妥当性が認められる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	対象が限定的であり、影響は少ない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	都職員を会員とする団体であるため、目的を達成するにあたり、区が直接実施するなどの代替は困難である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	財政的に支援することで、教職員の福利厚生の一層の充実が図られている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	福利厚生事業の維持継続と教職員の経済的な負担軽減の効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	区立学校に勤める教職員が対象となるため、その効果は限定的である。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	法令等には抵触しない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	当該団体は、区立学校に勤める教職員を会員として、それらの福利厚生を行うことが目的であることから、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	監事役から資産及び業務遂行状況の内部監査を受けている。また、決算書類の提出を受け、精査している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	1,584	1,584	1,584	1,584
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,584	1,584	1,584	1,584
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	文京区教職員互助会 区立小・中学校に勤務する教職員の福利厚生の充実を図ることを目的とした文京区教職員互助会の活動を補助することにより、文京区の教育の健全な発展に寄与している。			

### 5 課題及び今後の方向性

文京区教職員互助会は、平成28年度をもって、解散する予定で現在準備に入っている。解散した時は、同補助金も廃止する。